

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 旭有機材株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 孝二
(コード：4216 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部 総務部長 藤岡 剛之
TEL. 03-5826-8820

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 12 月 4 日（予定）
(2) 処分株式数	当社普通株式 107,900 株 取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く）分：70,100 株 執行役員（取締役兼務者を除く）分：37,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,853 円
(4) 処分総額	199,938,700 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします

2. 処分の目的および理由

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除きます。別途注記が無い場合、以下も同様です。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役に対する導入については平成 29 年 6 月 22 日開催の第 96 期定時株主総会において承認されました。

また、当社は当社取締役に対する株式報酬制度導入が承認されたことにより、当社と委任契約を締結している執行役員（取締役兼務者を除き、以下も同様とします。）も同様に本制度を導入することとしております。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 15 日付「役員退職慰労金制度の廃止および当社取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入について」

および平成 29 年 5 月 19 日付「(訂正) 役員退職慰労金制度の廃止および当社取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入について」ならびに平成 29 年 11 月 17 日付「取締役等に対する株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に取締役および執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成 29 年 10 月 1 日現在の発行済株式総数 19,800,400 株（当社は平成 29 年 10 月 1 日付で株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施しており（以下「本件株式併合」といいます。）、当該発行済株式総数は本件株式併合後の株式数です。）に対し 0.54%、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として、本件株式併合を勘案した場合の議決権個数 190,601 個に対する割合は 0.57%となります。（いずれも、小数点第 3 位を四捨五入し、表記しています。）

当社としましては、本制度は当社取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成 29 年 12 月 4 日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成 29 年 12 月 4 日（予定）
信託の期間	平成 29 年 12 月 4 日（予定）～平成 33 年 9 月末日（予定）
議決権行使	信託の期間を通じて、議決権は行使いたしません。
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成 29 年 11 月 16 日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である 1,853 円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近 1 カ月間（平成 29 年 10 月 17 日～平成 29 年 11 月 16 日）の終値平均 1,606 円（円未満切捨て）からの乖離率が 15.38%、直近 3 カ月間（平成 29 年 8 月 17 日～平成 29 年 11 月 16 日）の終値平均 1,494 円（円未満切捨て）からの乖離率が 24.03%、あるいは直近 6 カ月間（平成 29 年 5 月 17 日～平成 29 年 11 月 16 日）の終値平均 1,381 円（円未満切捨て）からの乖離率が 34.18%となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。（乖離率を算出するための終値平均は、本件株式併合前につきましては、本件株式併合の実施の前後で株価を連続的にとらえるため、併合割合に応じ 5 を乗じた値を用いて算出しております。また、乖離率はいずれも小数点第 3 位を四捨五入し、表記しております。）。

また、取締役監査等委員の全員が取締役会に出席し、監査等委員会（4 名にて構成しており、うち 3 名は社外取締役）として、特に有利な処分価額には該当せず、適法であると判断している旨の意見が表明されています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上